

## 伊勢原市住民基本台帳実態調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第34条の調査（以下単に「調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (調査期間等)

第2条 法第34条第1項の規定による定期の調査の期間は、毎年11月1日から2月末日まで（週休日及び休日を除く。）とする。

2 法第34条第2項の規定による臨時の調査の期間は、その都度市長が定める。

3 第1項及び前項の調査の基準日は、調査を開始する月の1日とする。

### (調査対象)

第3条 住民基本台帳主管課長（以下「主管課長」という。）は、前条に規定する基準日において居住実態がない者（以下「不在者」という。）について関係各課長に照会し、関係各課長からの報告に基づいて調査対象者を決定するものとする。

2 前項の報告は、調査報告書（第1号様式）により行うものとする。

3 主管課長は前2項に定めるほか、必要があると認めるときは、自ら調査報告書を作成し調査対象者を決定することができる。ただし、不在者の家族からの届出により当該不在者を調査対象者と決定する場合は、調査報告書の作成を要しない。

### (調査方法)

第4条 法第34条第3項の規定による調査の方法は、関係人に対する法第7条に規定する事項についての実地聞き取り調査等とする。

### (調査票の作成)

第5条 主管課長は、第3条第2項及び第3項（ただし書を除く。）の調査報告書に基づき、実態調査票兼報告書（第2号様式）を世帯単位で作成するものとする。

### (調査員)

第6条 調査員は、住民基本台帳主管課の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する全ての職員とし、調査の実施に当たっては、身分証明書（第3号様式）を携帯し、関係人の請求に応じ、これを提示しなければならない。

### (調査要領)

第7条 調査員は、実態調査票兼報告書に、関係人からの実地聞き取り調査等の内容を記入する。

2 主管課長は、関係各課長からの報告に基づいてされた調査報告書の実地聞き取り調査内容が適正と認めるときは、実態調査を行わず処理することができる。

3 調査員は、調査の結果を実態調査票兼報告書に記載し、処理方法を次の区分により分類するものとする。

(1) 催告する。

(2) 職権記載等する。

(3) 再調査する。

### (催告)

第8条 前条第3項第1号に該当し、かつ、法の規定による届出を要するものについては、

通知書により届出義務者に対し、期限を付して届出の催告をするものとする。ただし、転出先が不明である等の理由により催告できないときは、この限りでない。

2 前項の催告をしても届出がないときは、再度期限を付して催告をするものとする。  
(職権記載等)

第9条 前条の催告をしてもなお届出がない場合及び転出先が不明等により催告できない場合は、調査報告書、実態調査票兼報告書、戸籍、住民票等により記載事項を確認の上、職権により住民票の記載、消除及び修正(以下「記載等」という。)を行わなければならない。

2 前項の規定により職権で住民票の記載等をしたときは、その旨を、法第19条第1項の規定により関係機関に通知し、かつ、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により当該記載等に係る者に通知しなければならない。ただし、転出先が不明等の理由により当該通知を受けるべき者に通知ができない場合は、その通知に代えてその旨を公示するものとする。

3 前項に規定する公示の内容は、消除対象者の住所、氏名及び消除実施日とし、消除実施後1週間以内に公示するものとする。  
(再調査)

第10条 居住確認が困難なこと等により、前2条に規定する処理ができないものについては、随時再調査を行うものとする。  
(調査票等の整理)

第11条 調査報告書及び実態調査票兼報告書は、それぞれ大字別五十音順にファイルし整理するものとする。  
(他課への通知)

第12条 第9条第1項の規定により職権で住民票の記載等をしたときは、法に基づいて事務を管理し、又は執行する部署及び行政機関に対し、通知するものとする。  
(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。  
附 則

この告示は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市住民基本台帳実態調査実施要領の規定は、平成25年11月1日から適用する。

附 則(平成27年9月30日告示第121号)

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月28日告示第171号)

この告示は、公表の日から施行する。

# 調査報告書

住民基本台帳主管課長 殿

課長 印

次のとおり報告します。

氏名		性別	男 女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
個人番号	-----					
住所	伊勢原市			世帯主		
調査内容	住宅形態	一戸建・アパート・寮等		家主等		
	勤務先	(電話)				
	(内容)					
	原課調査事項					
<input type="checkbox"/> いつ頃から不在か                      年                      月                      日(わかる範囲で)						
<input type="checkbox"/> 居住状態 <input type="checkbox"/> 仮空世帯 <input type="checkbox"/> もともとは居住あり						
<input type="checkbox"/> 空室の場合 <input type="checkbox"/> 現在空室 <input type="checkbox"/> 後居住者あり						
<input type="checkbox"/> 生活形態なし <input type="checkbox"/> 生活形態あり						
<input type="checkbox"/> 同一家族 <input type="checkbox"/> 隣人 <input type="checkbox"/> 家主 <input type="checkbox"/> 後居住者						
<input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> その他(                      )の                      殿より    年    月    日聴取						
住所                      電話 自宅                      勤務先						
(押印欄)						

# 実 態 調 査 票 兼 報 告 書

調査日	年 月 日				
対象者	氏名	住所	生年月日	続柄	
		伊勢原市	. .		
家族構成		伊勢原市	. .		
		伊勢原市	. .		
		伊勢原市	. .		
		伊勢原市	. .		
聞き取り内容	電気メータ( 作動・停止 )、ガス( 作動・停止 )、 表札( 無・有 →表札名 ) ポスト( 無・有 → ポストの状態 )				
調査状況及び経過					
処理区分	1 催告する 2 職権記載等する ( <input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 消除 <input type="checkbox"/> 修正 ) 3 再調査する			該当事項	
				附票	し尿
				国保	年金
				就学児童	
( 押 印 欄 )					

○表面

第 号
身 分 証 明 書
所 属 課 職 名 氏 名 生年月日      年    月    日生
上記の者は、住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。
年    月    日 神奈川県伊勢原市長
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

○裏面

住民基本台帳法（抄）
(調査)
第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載すべきものとされる事項について調査をするものとする。
2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載すべきものとされる事項について調査をすることができる。
3 市町村長は、前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(秘密を守る義務)
第35条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(罰則)
第45条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。